

Title	スペイン植民地の布教における司教と修道会(上)
Sub Title	On the relations between the bishops and the religious orders in the missionary work in the Spanish Colonies
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 Vol.37, No.1 (1964. 6) ,p.45- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640600-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640600-0045</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## スペイン植民地の布教における

### 司教と修道会（上）

高瀬 弘一郎

「昔の教会法に、修道士 *religiosos* は聖堂区の聖堂 *iglesias parroquiales* に赴任してはならないと規定されているのは事実だが、教皇座及び王権の許可を得て赴任する以上、それを非難する必要がないどころか、それが可能なのである。そして教皇達が、原住民に対するこの種の托鉢修道会の司祭を単に是認している許りでなく、大きな特権と讓歩を許してそれを奨励していることは明らかである。（中略）そして、インド教会 *Iglesia de Indias* が、その初期においては主として修道士の働きと努力に負っているということを卒直に告白しない程、理性を欠き、修道会司祭に敵意を抱く者はいないだろう。（中略）修道士が教区付司祭よりも一層敬虔且つ思慮深く原住民を教化し、そして概してより模範的な生活態度をとっていることは否定出来ない。何故なら、他のことは兎に角としても、誓願と修道服だけでも一層貞潔に生活するよう彼等を拘束するからである。以上述べて来たことから、修道士をその聖務から解き、教区付司祭が原住民の聖堂区の総てを管理することを望むなどは理由が無いのである。」<sup>(1)</sup>

これは「布教問題に関する最も著名なイエズス会著者の一人」<sup>(2)</sup>であるパードレ・ホセ・デ・アコスタが一五七六年にあらわした著書からの引用である。アコスタは修道士としての立場からインド布教における教区付司祭の働きを過少評価し、一方修道会司祭の功績を誇張して記述したわけでは決してない。スペイン領植民地での布教事業においては、アメリカ大陸、フィリッピンを問わず、その第一線に立つて活躍したのは修道会司祭であつた。<sup>(4)</sup>それ故、インド布教史では「宣教師」*misionero* と「修道士」*religioso* という言葉が同じような意味で用いられ、教区付司祭には全く考慮が払われていない有様である。<sup>(5)</sup>

ホセ・デ・アコスタも述べているように、元来托鉢修道士、況や隠修道士 *Monasticas* といわれる修道士は司牧聖職 *Beneficios Curados* を受けることが出来ないのであるが、教会にとつて必要又は有益な場合に、特に教皇から許可が出ればそれを受けることが出来た。<sup>(6)</sup>所謂地理的発見の時代、新世界の布教事業に着手する当初においては、ローマ教皇もスペインの国王達も、修道士と教区付司祭を区別せずに双方に布教事業を委ねる意図であつた。即ち、原住民をキリスト教に改宗させることを条件に、スペイン、ポルトガル両国の航海領域 *Demarcación* を規定した有名なアレキサンドル六世の一四九三年五月四日付大勅書 *Inter caetera* <sup>(7)</sup> や、新発見地改宗の為に派遣するミニモ会副会長フライ・ベルナルド・ボイルに宛て、同教皇が發布した一四九三年六月二十五日付大勅書 *Pis fidelium* <sup>(8)</sup> により、インド布教を修道士と教区付司祭の双方の手で進めようという教皇の意向が明らかにされている。王室も同様であり、一例を挙げれば、カルロス五世は一五二五年に与えた指令の中で、今後スペインの航海領域内の島又は大陸に、発見及び植民事業に赴く者は総て、少く共修道士又は教区聖職者 *clérigos* を二人伴ひ、改宗事業に当るように命じており、<sup>(9)</sup>これら両者の間に何ら差別をつけていなかった。

教皇や王室のこのような意向にも拘らず、「修道士」という言葉が「宣教師」の意味で用いられる程に迄、修道会司祭がインド布教の主導権を握るに至つた理由としては、彼等が強力な組織を持つていたことや、聖職者としての訓練が徹底していたことなども挙げられようが、<sup>10)</sup> 何といつても最大の原因は、人数において修道士が教区付司祭を圧倒していたこと、即ち後者のみでは聖堂区を管理しえなかつた為である。<sup>11)</sup> このため修道士に聖職禄が与えられるようになり、このような修道士は教区付司祭 *Clerigos seculares* と區別して修道会司祭 *Regulares* と呼ばれた。<sup>12)</sup> 修道士の方が教区付司祭よりも敬虔且つ慎重に、そして一層模範的な生活態度でもつて原住民を教化したというアコスタの言葉は、十七世紀の代表的インド法学者フアン・デ・ソロルサノ・ペレイラも認めている。<sup>13)</sup> 教区付司祭の中には、本国で冷遇されてきた者が自由と榮達を夢見て新世界に渡つた者もいる有様であつた。<sup>14)</sup>

—

スペイン領植民地における司教と修道会の關係を考察するには、同植民地において原住民教化の爲にとられたドクトリーナ *Doctrina* の制度に触れておかねばならない。フィリッピンにおけるドクトリーナ制の問題は後で述べるとして、ここではアメリカ大陸におけるこの制度について、主として教会の組織という面から概観して見よう。ドクトリーナは元來レドゥクシオン *Reducción* と呼ばれた。これは“*reducir*”（「帰順させる」）というスペイン語の動詞に由来する名称である。<sup>15)</sup> 即ち、政治的に未発達で統一がとれていない野蛮な原住民の改宗及び開化事業を容易にする為に、彼等を村落化したものである。<sup>16)</sup> そしてこの制度の起源はスペインのインド植民事業の開始と共に始まつた。国王は一五〇三年にエスパニョーラ島の総督に宛てた指令の中で、次のように原住民をレドゥクシオンに組織するよう命じてい

る。

「第一に、出来るだけ多くの原住民の靈魂救済を果すには、彼等を村落 *Pueblos* に統合してその中で共同生活をさせ、一部分の者だけ分れて山地に逃げ込んだりしないようにし、そこで各人に自分の家と耕地を持つて妻子と暮させ、そして村落毎に聖堂と助任司祭 *Capellán* を配置させる必要があるということを知ったので、我々は総督に対して次の如く命ずる。即ち、直ちに村落 *poblaciones* を作らせ、原住民が我が王国に住む国民の如くに共同生活が出来るようにせよ。」<sup>(17)</sup>

この指令は、エスパニョーラ島では島民が殆んど滅亡してしまつた為に成果を上げなかつたが、アメリカ大陸の征服が進むにつれて、先ずメキシコから始まつてその全土で実施されて行つた。野蛮な状態で各地に散在している原住民を一定の土地に集めて村落を形成させることは、現地で改宗事業に当る宣教師にとつて大変好都合であつた為、彼等はこの政策を強力に遂行するよう屢々国王、植民地の副王、及びインド枢機院 *Consejo de Indias* に献言している。教皇ピウス五世も、一五六八年八月十九日この方針を奨励する意向を表明している。<sup>(18)</sup> インド法典には、一五三八年以降レドゥクシオン制の施行を命じて瀕繁に発布された勅令を収めている。<sup>(19)</sup>

村落の形成は困難ではあつたが、徐々に進められ、聖堂の附近に、社会的、政治的機関や病院、更には村役場 *Casa de Cabildo* 等が設けられて行つた。初期のレドゥクシオンにおいては政治権力は宣教師が握つていたが、国王は権力の分離を計り、行政権は他に委ねた。このようにしてスペイン都市制度がとり入れられて行き、原住民の中から選ばれた村長 *alcaldes* や役人 *corregidores* が村役場を構成した。<sup>(20)</sup>

レドゥクシオン制は政治、経済、社会の各方面で原住民の生活に大きな影響を及ぼしたが、スペイン国王がこの制度

を採用した主な意図は、あく迄原住民のキリスト教改宗を促進することにあつたのであり、<sup>(21)</sup> レドゥックシオンは同時にカトリック教会の末端の組織である聖堂区を形作つていた。レドゥックシオンが組織されると、そこには宣教師が駐在して原住民の精神面の指導を受持つたが、その主要な任務が教理 *doctrina cristiana* を原住民に教授することであつたところから、レドゥックシオンで働く宣教師はドクトリネーロ *Doctrineros* と呼ばれ、そしてレドゥックシオンの方もドクトリーナ *Doctrinas* と称されるようになった。<sup>(22)</sup>

インド発見の初期においては現地の言語を解する教区付司祭は少数しかいなかったのに反して、托鉢修道士は多数に上り、しかも国王や征服者達に卒先して協力した為に、原住民教化の任務は主として彼等に委ねられ、ドクトリーナ形成後はドクトリネーロ即ち聖堂区主任司祭として司牧活動を行うべく、歴代の教皇から広範な特権が与えられた。<sup>(23)</sup> しかし、これが為に現地で司教と修道会の間には確執を惹起することになり、それに伴ないドクトリネーロの法的地位にも変遷が見られた。フィリッピン諸島においても、十六世紀半ば過ぎから修道士による改宗事業が行われていた所へ同世紀末に司教が赴任して来た為、アメリカ大陸と同じ様に司教と修道士の間で論争が行われるに至るが、フィリッピンの場合を論ずる以前に、先ずアメリカ大陸のスペイン植民地においてドクトリネーロに与えられた諸特権、及びその法的地位の変遷について述べようと思う。

### 三

ドクトリネーロの法的地位はトリエント公会議の決議によつて大きく変化した。そこで、先ず公会議以前の時期を扱うことにする。

教皇アレキサンデル六世は一四九三年五年四日付の大勅書 *Inter caetera* で、カトリック両王にインド征服の権利を与えると共に、原住民異教徒の改宗の為に宣教師を派遣するよう義務づけ、<sup>(24)</sup> ユリウス二世は一五〇八年七月二十八日付の大勅書 *Universalis Ecclesiae* でもつて、同国王にインド教会に対する保護権とすべての聖職禄に対する推薦権とを<sup>(25)</sup> 与え、インド布教保護権はほゞ完成された。このように、スペイン国王の布教保護権に基くインド布教事業の体制が確立されて後、教皇レオ十世は一五二一年四月二十五日付大勅書 *Alias felicis* でもつて、皇帝カルロス五世の許可をえてインド布教に赴くフランシスコ会士に対し、次のような権限を与えた。<sup>(27)</sup>

一、洗礼を授けることが出来る。

一、司祭ならば、受洗者に対して悔悛、聖体、終油、その他の秘蹟を執行しうる。

一、その地方に司教が不在の場合は、必要ならば堅振の秘蹟を執行し、下級聖品を授与し、礼拝堂、祭壇、聖盃、及び飾りつけを祝福し、聖堂を復聖し、そしてそこに適任の司祭を配置することが出来る。

大勅書はこのような諸権限を許しているが、その行使に対して付けられた唯一の制限は、司教のいない土地でなければ、修道士は司教に属する諸権限を執行してはならない、という規定であつた。<sup>(28)</sup>

只、この大勅書でフランシスコ会士に許された諸特権は、普遍的、永久的なものではなく、個人的、一時的、そして特殊な性格を持つものであつた。即ち、メキシコの征服事業に従事するフェルナンド・コルテスは、原住民改宗の為にスペイン本国に修道士の派遣を熱心に求めたが、それに応じて新世界渡航を志したフランシスコ会のフライ・ファン・グラピオンとフライ・フランシスコ・デ・ロス・アンヘレスの二人が教皇レオ十世と親しい間柄だつたので、教皇は大勅書 *Alias felicis* を發布して彼等を支援したのである。大勅書で認めている前述の諸特権は、インド布教に赴くグラ

ピオン、アンヘレスその他四人の修道士に対して個人的に、その生存中、許されたものであつた。<sup>(29)</sup>

レオ十世の大勅書に比べて一層重要性を持つのがハドリアヌス六世が一五二二年五月九日付で発布した大勅書 *Exponi nobis*<sup>(32)</sup> である。先に述べたように、レオ十世から大勅書 *Alias felicis* を与えられたフランシスコ会のグラピオンとアンヘレスの一行は、メキシコに渡る準備の為にローマからスペインに赴いたが、そこでレオ十世の死亡と新教皇ハドリアヌス六世の就任を知つた。当時神聖ローマ帝国皇帝を兼ねていたスペイン国王カルロス五世はスペインに居らず、新教皇となつたハドリアヌス六世が摂政としてスペインを統治していたが、皇帝が不在の為彼等の渡航計画は中止された。皇帝はスペインにいる教皇に会うことを望んだが、それが叶わなかつたので、代りにローペ・ウルタード・デ・メンドーサがハドリアヌス六世の許に赴いて謁見し、要請事項の一つとしてインドに渡る修道士に必要な特権を許してくれるよう求めた。それに対して教皇は、インド原住民改宗の為に赴くフランシスコ会士全員に対して大勅書 *Exponi nobis* を与えた。一方、アンヘレスはフランシスコ会総会長に選任されたのでインド渡航は不可能になり、聖フライ・マルティノ・デ・バレンシアがその跡をついで一行十二名の修道士がメキシコに向つた。<sup>(33)</sup>

大勅書 *Exponi nobis* によつて修道士に認められた諸特権は次の如きものである。

一、自分の修道会高位聖職者から指名され、そして自発的に希望するなら、托鉢修道会殊にフランシスコ会士は自由に原住民改宗の為にインドへ赴いても良い。

一、修道士を指名し、そして許可を与えることは、彼等の上長の良心に任せる。

一、インドにおける修道会高位聖職者及び彼等から委任された修道士は、司教のいない地方又は仮令いても司教も司教総代理も二ディエータ<sup>(34)</sup>以内には、内的法廷及び外的法廷において *en ambos fueros* 教皇聖下の全



面的權威を有して良い。

一、この權威は、司教の命令を必要とせず、總ての司教行為 *Actos episcopales* を行使し得る迄に及ぶ。

一、これ迄に教皇がインドにいる修道士、インドに赴く修道士、及び赴こうとしている修道士に対して或る特權を許して来た故、その特權を總て確認し、そして必要な場合には新たにこれを許す。<sup>(35)</sup>

この大勅書 *Exponi nobis* は、その後のスペイン植民地における修道士の法的地位を確立した基本的な文書であり、<sup>(36)</sup> 其中で認められた諸特權は、全托鉢修道会のみでなく、イエズス会、メルセス会の修道士も享受することになる。<sup>(37)</sup> 大勅書發布後は、スペインで宣教師が募集され、彼等は、大勅書の文面とその精神に従つてインドへ渡つた。そして托鉢修道会の上長達は、そこで認められた特權に基き、司教座が設置される迄、教皇の代理として新キリスト教徒を統治した。<sup>(38)</sup>

ハドリアヌス六世の跡をついだクレメンス七世は、一五三三年三月八日付小勅書を發布して、インドに関してレオ十世とハドリアヌス六世によつて許された特權を總て確認した。<sup>(39)</sup>

次のパウルス三世は一五三五年二月十五日付で大勅書 *Alias felicis* を發布した。これはメキシコで布教事業に携わつていたフランシスコ会士の要請が容れられたもので、ハドリアヌス六世の大勅書を確認したゞけでなく、司教又は總代理が二ディエータ以内の所にいる場合でも、各司教区の司教の許可を得るといふ条件で、司教行為を執行しても良い旨認めている。<sup>(40)</sup>

レオ十世の大勅書 *Alias felicis* 及びハドリアヌス六世の大勅書 *Exponi nobis* と共に重要な意味を持つパウルス三世の小勅書 *Cum sicut* は一五四四年二月十四日付で發布された。<sup>(41)</sup> これは皇帝カルロス五世がフランシスコ会とドミニコ会の修道士をインドに派遣することを知つたパウルス三世が、より大きな成果を収めるよう彼等修道士に対し次の

特権を許したものである。

一、教皇座の説教者として、教皇掩祝を受けてインドに赴いて良い。

一、この為には、自分の修道会の総会長又は管区長、或いはその他の高位聖職者に許可を求めただけで充分である。

一、この旅行中、教皇ハドリアヌス六世及びその他の教皇により、托鉢修道会及び世界のいかなる地であろうと福音を宣布する修道士に許された特権、恩寵、及び贖宥を総て享受し、行使しうる。<sup>(42)</sup>

亦パウルス三世の跡をついだユリウス三世は、ドミニコ会総会長フライ・フランシスコ・ラモ・デ・カステイリヨンの要請に応じて一五五一年七月十日付の大勅書を發布し、従来教皇がインドの修道士に許した特権を総て確認したのみでなく、修道会の特権を守らない司教は、総てその聖職を停止する旨規定した。<sup>(44)</sup>

その後、パウルス四世は一五五六年<sup>(45)</sup>及び一五五七年六月七日にドミニコ会士に対し、亦ピウス四世は一五六〇年三月十四日にフランシスコ会士に対して、従来教皇から許されて来た諸特権を確認した。<sup>(47)</sup>

以上紹介して来た教皇文書は、インドのドクトリーナ制に大きな影響を与えた。広汎な特権を許された修道士は原住民の改宗事業に専心し、信徒の数が増えるにつれて、その地に修院を設けて定着するようになった。<sup>(48)</sup>殊にハドリアヌス六世の大勅書が發布されて後は、ドクトリーナが托鉢修道士の管理に委ねられるようになった——即ち彼等に聖堂区主任司祭としての聖職禄が与えられるようになった。<sup>(49)</sup>そしてドクトリーナでの教会活動は、司教から全く独立して、修道士によつて進められて行つた。<sup>(50)</sup>

#### 四

一五四五年から始まつたトリエント公会議は、従来修道会司祭に対して許されて来た広汎な特権に対して制限を加ふる決定がなされた。公会議は、修道会の免属特権 *exención* の問題を司教の権能の見地から考え、司教の権能に対する制限を緩和した。

司牧活動に関する司教の裁治権の内、主なものは、(一)司牧活動が行われる聖堂の巡察。(二)司祭職の認可。(三)秘蹟執行の統制。及び(四)牧職にある司祭の譴責、であるが、これらの点について公会議が行つた決議は次の如きものである。

(一)聖堂の巡察。この問題について公会議は、司教に対し、いかなる聖堂であろうと——たとえ免属特権を有するものであつても——使徒的権威をもつて巡察するよう命じた。この権限は唯一回だけのものではなく、毎年にも及ぶものである。更に、司牧活動を行う上に特に深い関係がある今一つの権限を司教に与えている。即ち、聖堂で司牧活動を行う司祭を認可する権限は司教のみが有することになつた。

(二)司祭職の認可。説教、告解聴聞、秘蹟の執行は修道士と司教の間の争点となつていたが、公会議はこの点について、たとえ嘗て許されたものであつても、司教の裁治権に反するような修道士の免属特権はすべて廃止した。亦、司教と司教によつて選出された三名の審査委員司祭が修道会司祭に対して行う司教区審査制度を制定した。

(三)秘蹟執行の統制。この点について公会議は、司牧活動を行う修院、及び教区付司祭、修道会司祭を問わず牧職にある者は、秘蹟の執行に関してはその司教区の司教に直接服属するよう規定した。

(四)牧職にある修道会司祭の譴責。この譴責に関しては、司教に教皇使節の資格を与え、更に彼等に対して教会法に基く制裁を加えることも許した。<sup>(51)</sup>

その後、ピウス四世は一五六四年二月十七日付の大勅書 *In principis* をもって、トリエント公会議の決定に反する修道士の特権を総て無効にした。<sup>(52)</sup>

スペイン国王フェリペ二世は一五六四年七月十二日付の勅令でもつて、トリエント公会議の決議事項を自己の王国の法律として遵守せしめた。<sup>(53)</sup> フェリペ二世以降、スペイン国王は公会議の擁護者たることを誇示したが、しかし初期のインド教会の特殊性の為、国王は現地の事情に適した特別の措置を教皇に要請する必要があつた。<sup>(54)</sup> 修道士は無論公会議以前の自己の特権を固執し、ドクトリーナを総て放棄すると脅迫したりした。<sup>(55)</sup> 修道士の強硬な要求を受けたフェリペ二世の働きかけにより、トリエント公会議の決定はその後修正が加えられ、一時的乍ら再度修道士にとつて有利な規定がなされるようになる。

## 五

最初に取り上げるべきものは、ピウス五世が一五六七年三月二十四日付で発布した小勅書 *Exponi nobis* である。これは修道士側の訴えに応じたフェリペ二世が、従来通り修道会高位聖職者の許しのみで主任司祭の聖務を行うことを修道士に許して欲しい、と要請したのに応えて発布された小勅書である。

一、インドにおける修道士は総て、儀式の点でトリエント公会議の規定に従う限り、自分達の修道会高位聖職者の許しを得て自由に聖堂区主任司祭の聖務を果し、婚姻を司り、聖秘蹟を執行することが出来る。

一、説教をしたり、告解を聴いたりするには、原住民の言語に通じていて、自分達の高位聖職者の許しを得ていれば、司教の許可は必要ない。

一、インドにおいて、既に司牧活動を行う修院が存在する所では、司教は新しい聖堂区を創設してはならない。<sup>(56)</sup>

この小勅書の解釈には、公会議の決定を全面的に廃止したものであるという見解と、教区付司祭が不足しているか又は全く存在しない地域においてのみ有効であるとする説とがあるが、そのいずれが正しいかは兎に角として、このピウス五世小勅書が招いた結果は、十分な数の教区付司祭を準備出来ない地域において、修道士が聖堂区主任司祭の任に就いたことである。<sup>(57)</sup>

この小勅書の施行に当り、どの程度迄それを及ぼすかについて疑問と論争が生じたので、グレゴリウス十三世はそれを解決する為に一五七三年三月一日付で小勅書 *In tanta rerum* を発布し、ピウス五世がトリエント公会議の決定に反して修道会司祭に許した諸特権を総て廃止した。<sup>(58)</sup>

しかし乍らグレゴリウス十四世は一五九一年九月十六日付小勅書 *Quantum animarum* を発布し、公会議以前の如くインドの修道会司祭が司教の許可なしに秘蹟を執行することを認めた前述のピウス五世の小勅書を改めて確認した。<sup>(59)</sup>

右に挙げたピウス五世とグレゴリウス十四世の小勅書は、公会議以前と同様の権限を修道会司祭に認めたものとして、修道会関係者が重視したものである。しかしこの二通の小勅書で決着がついたわけでは無論ない。この問題は実に十八世紀半ばの教皇ベネディクトゥス十四世の時代に至つて漸く解決を見たのであるが、教皇庁としては、ドクトリネーロの広汎な免属特権が必要と考えられたインド植民の初期を除いては、聖堂区主任司祭に対する権限を司教の手に集中させる方針をとつた。<sup>(61)</sup> 托鉢修道士が唯一の宣教師であつた時期には、修道士に与えた諸特権は適切なものであつた

が、彼等が主任司祭となり、司教が着任するようになる、修道会のもつ特権を削ぐ一方、教区の司牧者としての司教に通常の管理を委ねることが必要になつて来たのは当然であらう。<sup>(62)</sup>

## 六

以上、修道会司祭が主任司祭として管理したドクトリーナの教会法上の地位について論述し、一五九一年のグレゴリウス十四世小勅書迄取扱つて来た。しかし、当時のインド布教はスペイン、ポルトガル両国王室がローマ教皇から獲得したインド布教保護権の制度の下に進められており、教皇庁の自由意志でインド教会が運営されていたわけでは決してなかつた。それ故、次にドクトリーナの国法上の地位——即ちこの問題に対しスペイン王室がどのような態度をとつたかについて論述しておかねばならない。インド教会の保護者としての国王の意向は、教皇以上に現地の教会に反映されたのであり、司教裁治権をめぐるこの論争についても、スペイン王室を無視して考察することは不可能だからである。

この件に対する国王の態度は、当初はインド植民事業に対して協力的な修道士に好意的なものであつたが、間もなくこの方針は変更された。即ち、高位聖職者が、叙品を行つたり司教の聖別を必要とする聖務を行う以外に何の裁治権も持たない「名目だけの司教」と化してしまつた程、<sup>(63)</sup> 広汎な特権を与えられた修道士が、更にそれを拡大しようと努力し、果ては原住民が彼等に抱いている親愛の念と權威を利用してその権限を乱用し、自治権を有する如く司教に優越して行つた為、<sup>(64)</sup> 国王は彼等に対する好意を失つて行つた。このような政策の転換はフェリペ二世の時代に見られる。<sup>(65)</sup> 間もなく廃止されたとはいえ、一五八三年にはすべてのドクトリーナから修道会司祭を排除するよう命じた勅令が發布された程<sup>(66)</sup> である。このことを今少し詳しく述べる為、司教と修道会の間で争点となつたいくつかの問題点について、国王のつ

た態度を論述しようと思う。

(一)ドクトリネーロの指名。これは司教と修道士の間で最も論争を呼んだ問題の一つである。インド布教保護権によつてスペイン国王に与えられた権限の一つは、インドにおける司教その他聖職禄を受ける総ての聖職者を推薦しうることであつた故<sup>(67)</sup>、当然国王はドクトリネーロを推薦する権限をも持ったことになる。一方修道会側は、インドの修道会司教に対して司教裁治権に従うことを免除した教皇文書に基き、管区会議において又は修道会高位聖職者 Prelados Regulares によつて、ドクトリーナを管理するに最もふさわしいと判断された者が、インド布教保護権に基く保護者<sup>(68)</sup>の許に推挙され、そしてその認可を受けてドクトリネーロに任ぜられる、という手続きをとつて来ている以上、司教から許可や任命を受ける必要はないと考えた<sup>(69)</sup>。

その後トリエント公会議の決定により、教区付司祭、修道会司祭のいずれであろうと聖堂区主任司祭の認可は司教のみに委ねられた故、教会法上聖堂区に相当するドクトリーナの管理者たるドクトリネーロ指名の権限も司教が握ることになつたが、修道士はこの点を問題にし、ドクトリネーロ指名権はあくまで修道会管区長にあると主張した。この件に關する修道士との論争を解決して欲しいという司教側の要請<sup>(70)</sup>を受けた国王フェリペ二世は、一五七四年六月一日付メキシコ副王宛の勅令<sup>(71)</sup>の中で、トリエント公会議の決定を加味したドクトリネーロ指名方法を規定した。即ち、修道会高位聖職者はドクトリネーロに最も適任と思われる修道士二名を選んで副王又は総督の許に推挙し、副王又は総督はその二名の中から一名を選んで司教の許に送り、そして司教が審査の上これを任命する、というものであつた<sup>(72)</sup>。要するにこの勅令は、インド教会の保護者としての国王——現地では副王又は総督が代理した——がその特権の一つである聖職者推薦権を改めて確認したものに外ならなかつた。

修道士はこの勅令に強く反対し、修道士の持つ免属特権はトリエント公会議で何ら廃止されておらず、ピウス五世が  
発布した小勅書 *Exponi nobis* の規定からもこのことは明確であると主張した。この小勅書がグレゴリウス十四世の小  
勅書 *Quantum animarum* によつて確認されたことも修道士の立場を強くした。彼等は、ドクトリネーロになるには  
司教の許可は不要で、単に修道会高位職者の許しのみで良いという見解を強硬に堅持した。そしてメキシコにおいては  
公会議の決定や前述の勅令が発せられた以後でも、依然として従来通りの態度を改めなかつた。<sup>(73)</sup> この為国王はその後も  
屢々勅令を発布して、先の勅令の規定を再確認すると共に、規定内容を一層具体的に<sup>(73)</sup> 行つた。例えば、フェリペ三  
世の一六二〇年三月廿八日付勅令及びフェリペ四世の一六二四年五月二十日付勅令では、布教保護権の規定に基く副保  
護者 *Vice-Patron*<sup>(74)</sup> の指名なしに修道士がドクトリーナに入ることを禁止し<sup>(75)</sup>、フェリペ四世の一六二七年十二月三日付  
勅令では、その指名なしにドクトリーナを管理して聖職禄を受けている修道士を解任するよう命じている。<sup>(76)</sup> 亦一六三〇  
年六月十五日付勅令は、修道士がドクトリネーロに任ぜられるには司教の審査と認可を受けねばならない旨規定してい  
る。<sup>(77)</sup> 尚その前年の一六二九年四月六日付でフェリペ四世が発布した勅令は、フェリペ二世が一五七四年六月一日付勅令  
で規定したドクトリネーロ指名方法を若干改め、管区長からドクトリネーロの適任者として副保護者の許に推挙する修  
道士の人数を二名から三名に増加した。<sup>(78)</sup>

(二)ドクトリネーロの審査。トリエント公会議によつて、聖職禄を受ける為の条件として司教区審査の制度が設けら  
れ、教区付司祭、修道会司祭を問わず総ての司祭がこの審査を受けることを義務づけられた。スペイン国王もこの制度  
をインド法の中で規定したが、インド法では、ドクトリネーロの審査においては教義及び教会法の知識の外に現地の言  
語の能力が証明されねばならないとされ、<sup>(79)</sup> 就中語学力の審査に重点が置かれた。<sup>(80)</sup> 一例を挙げれば、一六〇三年にリマの



大司教に宛て、發布した勅令では、主任司祭としての聖務を果し自分のドクトリーナの原住民に対して秘蹟を執行するのに十分な語学力をそなえているか否かについて予めその教区の司教の審査と認可を受けていない修道士に、ドクトリーナを管理させてはならない旨命じている。<sup>(81)</sup>そしてその後も同じ趣旨の勅令が頻繁に發布されているが、<sup>(82)</sup>このことは修道士が司教の審査に服するのを強硬に拒んだことを如実に物語っている。殊に一六三四年六月十日付の勅令では、一度司教の審査と認可を受けても、言語を異にする別のドクトリーナに移る場合には改めて審査を必要とする旨、規定している。<sup>(84)</sup>

(三)司教のドクトリーナ内の巡察。インドのスペイン植民地において司教と修道士の間に確執を生んだ最大の原因は、この司教巡察の問題であった。後に扱うフィリッピンの場合を見ても、この巡察が両者の間でいかに大きな争点となつたかどうかゞえよう。即ち司教巡察に対する修道士側の抵抗はインド全土で見られた。そして彼等の法的論拠はピウス五世の小勅書 *Exponi nobis* <sup>(85)</sup> であつた。一方司教は、教区内の巡察をトリエント公会議によつて課せられた最も聖なる義務の一つであると考えた。<sup>(86)</sup>この巡察問題についても多数の勅令が發布されたが、それらは修道士側の主張を斥けて司教巡察を実施するという方針に一貫している。「インド法典」の中でこの問題に関する最初の勅令は、フェリペ二世が發布した一五五九年十一月廿九日付、一五六〇年八月廿一日付、及び一五六五年八月七日付の各勅令であつて、そこにおいては、インドにおける管区長、修院長その他の修道士に対し、司教又はその巡察使が修道士によつて秘蹟が執行されているドクトリーナの巡察に行つたら、聖堂、聖秘蹟、聖油及び聖香油、飾りつけ、書籍、信心会、喜捨の巡察に便宜を図らねばならない、と指令しているが、同時に、司教巡察が行われるのは修道士が主任司祭として管理している聖堂区の聖堂だけで、修院の中には及ばない旨定めている。<sup>(87)</sup>その後一五八三年には、教会組織を本来の姿に戻す為、原

則としてドクトリーナを教区付司祭のみに委ねるよう命じた勅令が発せられたが、教区付司祭の人員不足は如何ともし難く、フェリペ二世は早くも一五八五年六月一日付の勅令で先の一五八三年の勅令の実施をとりやめ、引続き修道士にドクトリーナを委ねるよう命じ、そしてその条件として司牧活動に関しては司教の巡察を受けねばならない旨指令を与えている。<sup>(88)</sup>一五八七年十二月十六日付勅令でも、これと同様の趣旨が再確認された。<sup>(89)</sup>

次に司教巡察が及ぶ限界についてあるが、若干の司教は、単に司牧活動に関してのみでなく、ドクトリーナの生活及び慣習の総てに亙つて巡察することを望み、一方修道士はこれに強く反撥した。一六〇一年九月三日付リマの副王及び大司教宛ての勅令では修道会側の主張が容れられたが、<sup>(91)</sup>リマ大司教ドン・ゴンサロ・デオカンポは修道会司祭の生活や慣習に迄立ち入つての巡察をあく迄望み、副王に王権の支援を求めた。副王はそれをインド枢機院に報告し、その結果一六一九年三月十七日付書翰でこれが承認された。しかしこのように修道会司祭に対する全面的巡察を司教に許すことは、却つてトリエント公会議の意図に反することになり、司教巡察はドクトリーナの司牧活動に限るといふ限界は、一六二四年の勅令で改めて確認された。カトリック教会の枢機卿の多くもこの方針に同調した。即ち彼等は、大司教や司教は修道会司祭の生活や慣習の如き個人的なことに關して迄巡察して処罰してはならず、そのような場合には密かに口頭でその者の修道会高位聖職者に対しそれを矯正するよう勧告し、もしそれに従わないなら、トリエント公会議で司教に与えられた権限を用いて、<sup>(92)</sup>副王又は総督に対し国王の名の下に布教保護権を行使してそのドクトリーナを解任するよう求めるべきだ、という見解をとつた。フェリペ二世以後のスペイン王室も、原則としてこれと同様の方針を貫いた。<sup>(93)</sup>

(四)ドクトリーナの譴責。これは、司教のドクトリーナ巡察の結果、主任司祭の聖務執行に關して犯された悪を糾す

ものであるが、当時のドクトリネーロが、司教裁治権に直接従うという性格と修道会の一員であるという二重の性格を持つていた為、これは厄介な問題であつた。教会法の規定はトリエント公会議の決定で明らかだが、しかしそれを現地で適用するに際して色々困難を伴つたことは他の問題と同様である。ドクトリネーロ譴責に関する国王の意向は、先に述べた司教巡察の場合と関連を持つており、大司教又は司教はドクトリネーロを巡察し、その司牧活動に関する範囲内で譴責、処罰を行う。そして主任司祭の生活、慣習の如き個人的問題については司教が直接処置をせず、その修道会高位聖職者に密かに口頭で勧告し、もしそれに従わない場合には、トリエント公会議で司教に与えられた権限を用いて副王又は総督に訴え、そのドクトリネーロの解任を求めるべきである、という態度をとつたことは前述の通りである。国王は、ドクトリネーロの任免に関しては布教保護権に基く聖職者推薦権をあく迄固執したが、その他のドクトリネーロの処罰については、司教が教会法に従つて行うように、という立場をとつた。<sup>95)</sup>

以上、司教と修道会の間で争点となつた問題に関しスペイン国王がとつた態度について述べて来た。王室としては教皇から獲得したインド教会の保護者としての権限はあく迄守り、修道士がそれを侵すことは許さなかつたが、しかしインド布教は彼等修道士の働きに頼らねばならないという認識は変えなかつた。教区付司祭の数が不足している故にその代理として臨時に修道士にドクトリーナを管理させるといふ当初の方針は原則として貫いたとはいへ、ドクトリーナから修道士を排除して欲しいという司教——そして時には副王も——の要求は受けつけず、十七世紀を通じて終始修道会司祭をドクトリネーロに任用する政策を堅持した。<sup>97)</sup>

註

(1) Jose de Acosta, *De procuranda indorum salute*,

introducción, traducción y notas por Francisco Mateos, Madrid, 1952, pp. 489, 490.

- (2) H. de la Costa, *The Jesuits in the Philippines, 1581-1768*, Harvard, 1961, p. 85.
- (3) Jose de Acosta, op. cit., p. 29.
- (4) Fernando de Armas Medina, "Iglesia y estado en las misiones americanas," *Estudios americanos*, vol. II, núm. 6(1950) p. 211
- (5) P. Constantino Bayle, *El clero secular y la evangelización de América*, Madrid, 1950, p. 3.
- (6) Juan de Solórzano y Pereyra, *Política indiana*, 1930, t. III, p. 242.
- (7) Francisco Javier Hernaez ed., *Colección de bulas, breves y otros documentos relativos a la iglesia de América y Filipinas*, Bruselas, 1879, reprinted by Kraus Reprint Ltd., Vaduz, 1964, t. 1, pp. 12, 13; Barthasar de Tobar, *Compendio bulario índico*, edición y estudio de Manuel Gutierrez de Arce, Sevilla, 1954, t. I, pp. 9-14; Jesús García Gutierrez, *Apuntes para la historia del origen y desenvolvimiento del regio patro-nato indiano hasta 1857*, México, 1941, pp. 36-42.
- (8) Vicente D. Sierra, "En torno a las bulas alejandrinas de 1493," *Missionaria hispánica*, 28 (1953) pp. 96, 97.
- (9) C. Bayle, op. cit., pp. 5, 6.
- (10) F. de Armas Medina, op. cit., p. 211.
- (11) J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, p. 221.
- (12) *Ibid.*, p. 242.
- (13) *Ibid.*, p. 251.
- (14) Rafael Gomez Hoyos, *La iglesia de América en las leyes de Indias*, Madrid, 1961, p. 195.
- (15) 田中兼太郎著「リネン・アメリカの歴史概説」岩波書店、昭和廿四年、上巻 一七〇頁。
- (16) R. G. Hoyos, op. cit., pp. 143, 144.
- (17) *Ibid.*, p. 144.
- (18) *Ibid.*, pp. 144, 145.
- (19) Recopilación de leyes de los reynos de las Indias, 1774, libro VI, títulos 1, III.
- (20) R. G. Hoyos, op. cit., p. 148.
- (21) Recopilación, libro VI, título III, ley 1.
- (22) R. G. Hoyos, op. cit., p. 155.
- (23) J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. 3, p. 243.
- (24) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 12, 13; B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 9-14; J. G. Gutierrez, op. cit., pp. 36-42.

(25) F. J. Hernaiz, op. cit., t. I, pp. 24-26; B. de Tobar, op. cit., t. I, pp. 45, 46; J. G. Gutierrez, op. cit., pp. 55-61.

(26) インド布教保護権というのは、所謂地理的発見の時代に  
 教皇がポルトガル及びスペイン王室に対して新発見地の  
 教会の保護者としての諸特権を与えた制度である。ここ  
 ではポルトガル関係は割愛し、スペイン王室のインド布  
 教保護権のみについて述べるが、それは次の五つの大勅  
 書によつて逐次国王に与えられて行つた。(一)教皇アレキ  
 サンデル六世がアラゴン王ドン・フェルナンド及びカス  
 テーリヤ女王ドーニャ・イサベルに宛てた一四九三年  
 五月四日付大勅書 *Inter caetera* で、宣教師を派遣す  
 る権限が与えられた。(二)同教皇がカトリック両王に宛て  
 た一四九三年五月四日付大勅書 *Eximiae devotionis*  
 で、従来ポルトガル国王に与えられていたものと同様の  
 特権が許された。(三)同教皇がカトリック両王に宛てた一  
 五〇一年十一月十六日付大勅書 *Eximiae devotionis*  
 で、インドにおいて十分の一税 *diezmos* を徴収する権  
 限が与えられた。(四)ユリウス二世がフェルナンドとその  
 王女ドーニャ・フアナに宛てた一五〇八年七月廿八日付  
 大勅書 *Universalis Ecclesiae* で、インドにおいて普  
 遍的保護権 *Patronato Universal* を行使する権限と教

会聖職者の推薦権が認められた。(五)レオ十世がカルロス  
 五世に宛てた一五一八年一月廿四日付大勅書 *Sacris*  
*apostolatus* で、司教区の区域を決める権限が与えら  
 れた。―即ち、インド布教保護権の内容を要約すると、  
 カステイリヤ及びレオンの国王は、インドにおいては  
 国王の許可なしに聖堂その他敬虔なる場所を設立しえな  
 いという権限、総ての教会聖職禄に対する推薦権、十分  
 の一税の徴収権、及び司教区々域を決定しうる権限を教  
 皇から獲得した。F. J. Hernaiz, op. cit., t. I, pp.  
 12-26, t. II, pp. 51, 52; J. G. Gutierrez, op. cit.,  
 pp. 35-67; B. de Tober, op. cit., t. I, pp. 9-79.;  
 Pedro de Leturia, *Relaciones entre la Santa Sede*  
*e Hispanoamérica*, Roma, 1959, t. I, pp. 3-18; An-  
 tonio de Egaña, *La teoría del regio vicariato*  
*español en Indias*, Roma, 1958, pp. 1-24; F. Mateos,  
 “*Bulas portuguesas y españolas sobre descub-  
 rimientos geográficos*,” *Misionaria hispánica*,  
 56 (1962).

(27) インド布教に関し修道士に与えられた最初の権限は、ア  
 レキサンデル六世が一四九三年六月廿五日付大勅書 *Piis*  
*fideliis* で、ミニモ会副会長フライ・ベルナルド・ポイ  
 ルに許した諸特権である。即ち、第二回目の航海に立つ

- コロンブスと共に新世界布教の爲の最初の宣教師としてポイル等を派遣するに当り、カトリック両王は教皇に対して、福音を宣べ、聖堂、礼拝堂、又は敬虔なる場所を設立し、聖堂及び礼拝堂を聖別、祝福、復聖し、秘蹟を執行し、そしてあらゆる種類の罪を赦免することが出来る権限をポイルに与えるよう求めたのに応じて、要請事項を認めた前記大勅書が發布された。しかしこの大勅書は、派遣された修道士が言語等の面で準備が不十分であったり、ポイルとコロンブスの間に対立が生じたりした為、その後のスペイン植民地布教の上に殆んど何の影響も残してゐない。V. D. Sierra, op. cit., pp. 96, 97; A. de Egaña, op. cit., p. 7; R. G. Hoyos, op. cit., p. 154; Pedro Torres, *La Bula Omnimoda de Adriano VI*, Madrid, 1948, pp. 48-50.
- (28) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 377-381; B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 79-81.
- (29) Ibid., pp. 82, 83; Gerónimo de Mendieta, *Historia eclesiástica indiana*, México, 1945, t. II, pp. 25-30.
- (30) この大勅書の写しには、五月九日付のもの十日付のものがあるが、ペドロ・トーレスは九日付であつたと考証してゐる。P. Torres, op. cit., pp. 94-97.
- (31) この教皇文書は大勅書ではなく小勅書の形式をとつていスペイン植民地の布教における司教と修道会(上)
- (P. Torres, op. cit., pp. 78-80) が一般に大勅書と呼ばれてゐるので、ここではそれに従つておく。
- (32) この大勅書は一般に *Omnimoda* という名称で知られてゐる。
- (33) B. de Tobar, op. cit., t. 1, p. 83; G. de Mendieta, op. cit., t. II, pp. 30, 31.
- (34) Dieta. 一日分の行程。(普通は十リーグワの距離をいふ。)
- (35) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 382-389; B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 90-92; G. de Mendieta, op. cit., t. II, pp. 32, 33; P. Torres, op. cit., pp. 98-104.
- (36) R. G. Hoyos, op. cit., p. 157.
- (37) B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 93, 94.
- (38) P. de Leturia, op. cit., t. 1, pp. 113, 114.
- (39) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 389, 390; B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 172, 173.
- (40) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 390-392; B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 194, 195; G. de Mendieta, op. cit., t. II, pp. 35, 36.
- (41) トリエント公会議以前においてインダの修道会司祭に諸特権を許した教皇文書の中で、最も重要な意味を持つもの

- 及びその三編の編輯に關し。Pedro Rubio Merino, Don Diego Camacho y Avilla arzobispo de Manila y de Guadalajara de México, Sevilla, 1958, p. 130.
- (42) B. de Tobar, op. cit., t. 1, p. 272.
- (43) Pablo Pastells, Historia general de Filipinas, Barcelona, 1931, t. VI, p. 299.
- (44) B. de Tobar, op. cit., t. 1, p. 306.
- (45) Ibid., p. 322.
- (46) Ibid., p. 323.
- (47) Ibid., pp. 330, 331.
- (48) R. G. Hoyos, op. cit., p. 157.
- (49) J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, p. 243.
- (50) Pedro José Parras, Gobierno de los regulares en América, II, cap. VIII, 68. (R. G. Hoyos, op. cit., pp. 157, 158)
- (51) P. R. Merino, op. cit., pp. 191-193; F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 474-477.
- (52) Ibid., pp. 473, 474; P. R. Merino, op. cit., pp. 194.
- (53) R. G. Hoyos, op. cit., p. 159.
- (54) P. R. Merino, op. cit., p. 193.
- (55) R. G. Hoyos, op. cit., p. 159.
- (56) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 397-399; B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 351, 352.
- (57) P. R. Merino, op. cit., pp. 195, 196.
- (58) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, p. 477; Emma Helen Blair and James Alexander Robertson, eds., The Philippine Islands 1493-1898, 1962, vol. 21, pp. 64, 65; P. R. Merino, op. cit., pp. 196, 197.
- (59) F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 408, 409; B. de Tobar, op. cit., t. 1, p. 483.
- (60) スペインのトマス十四世は一七五一年に大勅書を發布し、聖地牙ゴの管理を教区社会祭のみに委ねる旨規定した。P. Torres, op. cit., p. 244.
- (61) R. G. Hoyos, op. cit., p. 160.
- (62) Códice franciscano, México, 1941, p. XLII.
- (63) Robert Ricard, La conquista espiritual de México, México, 1947, p. 434.
- (64) Ibid., p. 432.
- (65) P. R. Merino, op. cit., pp. 216, 217.
- (66) J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, p. 270; Francisco Colín, Labor evangélica, nueva edición por Pablo Pastells, Barcelona, 1902, t. III, p. 682.

- (67) エリウス二世の一五〇八年七月廿八日付大勅書 *Universalis Ecclesiae* 及び No. F. J. Hernaez, op. cit., t. 1, pp. 24-26; B. de Tobar, op. cit., t. 1, p. 46.
- (68) インド布教保護権に基づくインド教会の保護者は国王であるが、現地の植民地におおむね副王 Virrey 及び総督 Gobernador が国王の代理となり、国王の名の下に布教保護権を行使した。J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, pp. 244, 245.
- (69) *Ibid.*, pp. 244, 245.
- (70) P. R. Merino, op. cit., pp. 219, 220.
- (71) Diego de Encinas, ed., *Cedulario indiano*, reproducción facsimil de la edición única de 1596, Madrid, 1945, lib 1, ff. 83-86.
- (72) *Ibid.*, ff. 84, 85.
- (73) J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, pp. 245, 246. 尚、ペルーにおおむね副王ドン・フランシスコ・デ・ソレゾールが修道士の反対を押しつけてこの勅令を施行した。 *Ibid.*, pp. 246, 261.
- (74) これは即ちインドにおおむね国王の名の下に教会の保護者となる副王及び総督のことである。
- (75) *Recopilación*, I-XV-I.
- (76) *Ibid.*, I-XV-IV.
- (77) *Ibid.*, I-XV-II.
- (78) *Ibid.*, I-XV-III.
- (79) P. R. Merino, op. cit., pp. 223, 224.
- (80) J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, p. 268.
- (81) *Ibid.*, p. 264.
- (82) *Ibid.*, p. 265; *Recopilación*, I-XV-VI.
- (83) J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, pp. 264, 265.
- (84) *Ibid.*, p. 268.
- (85) 尚このポウス五世の小勅書には、修道会司祭に対し司教巡察に服する義務を免除する旨の規定が為されていたわけでは決してなかった。十七世紀末に *Compendio burario indico*. を編纂したバルタサル・デ・トバルも、ポウス五世が修道士に許したことは、司教の許可を受けずに修道会高位聖職者の許しのみで主任司祭の聖務を行つて良いということと、修道会司祭のいる所に司教が新しい聖堂区を創設してはならない、という小勅書に明記されていることのみであつて、それ以外の司教裁判権は侵してゐない、という見解をとつてゐる。 B. de Tobar, op. cit., t. 1, pp. 409, 410.
- (86) P. R. Merino, op. cit., p. 225.
- (87) *Recopilación*, I-XV-XXIX.



- (88) これはフェリペ二世がメキシコ大司教に宛てて発布した一五八三年十二月六日付の勅令である。ここでは、聖ローマ教会の法令や古い慣習により聖堂区における秘蹟の執行は教区付司祭の任務に属し、修道士は説教や告解聴聞の面で彼等を助けるべきものであるが、インドにおいては教区付司祭が不足している故、修道士が教皇から特に許可をえて聖堂区を管理して来た、と前置きを述べた後、次の如き指令を与えている。「しかし、インドにおける聖堂区主任司祭職やドクトリーナに関して問題が起らないよう、それを本来の姿に戻し出来るだけ教会で一般に受けいれられている慣習に帰ることが適切である故、今後は能力のある適任の教区付司祭がいたら、彼等を托鉢修道士に優先して主任司祭職、ドクトリーナ及び聖職祿に任用するよう依頼する。そしてその叙任に際しては我々の布教保護権に関する法律で規定された手続きを守るように。」F. Colín, *op. cit.*, t. III, p. 682.
- (89) *Ibid.*, pp. 682, 683.
- (90) J. de Solórzano Pereyra, *op. cit.*, t. III, p. 270; *Recopilación*, I-XV-XXVIII.
- (91) J. de Solórzano Pereyra, *op. cit.*, t. III, p. 252.
- (92) *Ibid.*, p. 271.
- (93) *Recopilación*, I-XV-XXVIII.
- (94) *Ibid.*, I-XV-XXVIII.
- (95) フェリペ二世の一五七八年十一月廿五日付勅令。 *Ibid.*, I-VII-XII.
- (96) R. Ricard, *op. cit.*, p. 228.
- (97) P. R. Merino, *op. cit.*, pp. 228-232.